

# 埼玉の 暮らしと 社会保障

2020年9月1日発行 第293号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

国保問題学習会

国保を改善しよう

保険税全県統一なぜ急ぐ

## コロナ禍の影響が深刻

埼玉社保協が主催して国保問題学習会を8月22日に埼玉会館で開催しました。マスク着用など新型コロナウイルスの感染防止を図りながら、当日は会場に29人、Zoomによる視聴を6人、計9団体8地域から35人が参加されました。学習会は神奈川県職労連の神田敏史氏による講演、質疑と埼玉社保協からの報告が行われました。



来賓の秋山もえ県会議員

神田氏の講演は「国保の都道府県化の到達と今後の運動の課題」と題して、埼玉県の国保運営方針改定案を中心にすえて問題点をお話していただきました。

はじめに、国保の都道府県化の際に全国知事会は「1兆円規模の財政支援」を求めてきたことは周知の事実ですが、この1兆円の試算は地方側ではなく厚労省が試算していたことを報告されました。これが伝えられたのは2014年1月頃で、協会けんぽ並みの保険料負担にする場合の国保の保険料との格差を算出しています。「2009年度1.2兆円、2010年度1.08兆円、2011年度1.06兆円、2012年度0.98兆円(速報値)」との報告が地方側に伝えられていました。これにより全国知事会は「1兆円」の要求につながりました。



講師

そもそも、国保に対する地方側の意見は「介護保険制度スタートの時期から積極的に提案が開始されていました。2000年の全国知事会で「国保制度を他の医療保険と全国レベルで一元化」することをもとめ、2001年には全国市長会、町村長会、国保中央会が国保と被用者保険の区別を廃止して医療保険の一本化を要請しています。背景にあるのは、毎年増加する医療費水準の維持と国保の保険税(料)負担の増大があり、今日においても解決していない課題です。

こうした国保の構造的問題の解決に向けた地方側の要求を、結局安倍政権は「3400億円の財政支援」で決着させます。しかし2015年2月の厚労大臣と地方側の合意では「国民皆保険を支える国保の安定化は重要課題」「子どもの均等割負担軽減措置の導入」「医療保険制度間の公平」のための措置を講ずるとしています。つまり国保と協会けんぽとの保険税(料)

の格差をなくして公平にする方向については一致しているのです。問題は財政支援を渋る安倍政権にあるのです。「1兆円の財政支援」を実現して、「協会けんぽなみの保険税(料)」にすることで「払える保険税(料)」をめざすことが当面の運動目標であることを再確認しました。

### 埼玉県国保運営方針第2期案、県民コメント実施

国保の都道府県化は2018年度にスタートし、県が策定して国保運営方針は来年度から第2期目になります。第1期の方針を策定した時と同じように、今回第2期の方針を策定するにあたり「県民コメント(パブコメ)」を実施することになりました。方針内容を大きく変更しないのであれば県民コメントは実施しません。つまり、それだけ基本的内容にかかわる重要な変更を行おうとしているのです。コロナ禍にある現在、これは賢明な判断でしょうか。

国は「骨太方針2019」で国保の統一化や法定外繰入額の解消の方針にし、厚労省は国保運営方針改定にあたってのガイドラインでこれらの問題の検討を求めています。これを受けて埼玉県は「市町村からの要望もあり」統一保険税をめざすこと、法定外繰入の解消、赤字解消計画の確実な実施を第2期方針で具体化しようとしています。

講演ではコロナの感染拡大による影響について、国保世帯や国保財政の面でも深刻であり数年後まで影響が続くことが予想されるのではないかと指摘されました。また、国が「1兆円規模の財政支援」を行わない限り、赤字解消は＝保険税水準の激変＝大幅な負担増になります。この影響に対する認識や激変緩和などの配慮が求められます。そして、統一保険税率をめざすことについては、県民に対してメリットとデメリットを明らかにすることは当然必要なことではないかと指摘されました。そして、市町村からの意見も同時に求めることになっていることを指摘されました。

私たちは、県への意見提出とともに、市町村へのはたらきかけも重要ということです。保険税が激変しないように、協会けんぽのような水準にして「払える保険税水準」となるよう国保税の引き下げは急務です。そのための国からの財政支援を実現させなければならぬことを改めて確認した学習会となりました。

### 県民コメントにとりくみましょう

学習会は講演後の4人の方からの質問に答えていただき、最後に埼玉社保協事務局長の川嶋より報告を行い、埼玉県に対する国保運営方針第2期案に対する県民コメントに取り組むことを行動提起させていただきました。

埼玉県国保医療課ホームページを参照してください。

## PCR等検査体制拡充、

### コロナ感染対策強化を県へ要請

埼玉社保協は8月25日、埼玉県に対して新型コロナウイルスの感染を防ぐためPCR等検査体制の抜本的強化を求める要望書を提出しました。これには埼玉土建の段和志さんと埼玉社保協の事務局が参加しました。



8月に入り猛暑が続く毎日でしたが感染が再び拡大しています。インフルエンザのように推移すると予想しましたが、世界的な規模でも感染拡大が続いています。このようなことから、今回は特に検査体制の強化に絞った要請を行いました。

要請書は、感染拡大を防ぐためにも検査体制の拡充は重要な課題であり、そのためには保健所体制の拡充は急務であり体制強化を要請しました。学校や保育所など地域の実情に即した感染防止のための保健衛生に係わる市町村の保健センターも重要な存在です。県に対して市町村の保健センターとの連携や支援の強化を要望しました。

また、陽性者が発生した事業所等の関係者全員の検査を実施する「感染震源地(エピセンター)のPCR等検査」を迅速に実施についても要望しています。

これらの実施させるためにも、国の財政支援が必要です。今後の感染拡大を最も警戒しなければならない秋・冬の時期に備えた対策のためにも、十分な予算措置が必要です。財政支援を強化するよう国に要請するよう要望しました。

#### 要請項目

1. 県民の命と健康、仕事を守るために、新型コロナウイルスの感染防止、感染の連鎖を打ち切るために、検査体制を抜本的に強化してください。
2. 感染震源地(エピセンター)のPCR等検査を迅速に実施してください。特に、医療機関、介護施設、障害者施設、学校、保育所などで職員全員への検査、入所予定者への検査を実施するとともに、継続的に行ってください。
3. 保健所の体制を強化してください。保健所と市町村保健センターとの連携と支援を強め、地域の実情にそった感染防止対策を強化してください。
4. 感染拡大が懸念される今後の秋・冬の時期に備え、検査体制拡充に必要な費用等の予算を抜本的に強化するよう国に対して要請してください。

## 新型コロナウイルスについて市と懇談

白岡市社保協

8月25日(火)に白岡市と懇談を行い、新型コロナウイルスにかかわる要望書を提出してきました。

参加者は細井宣雄会長、山崎一副会長、会員の戸田武治氏、三宅平事務局長、関口昌男議員、山崎巨裕議員の6名です。



白岡市長 小島 卓郎

2020年8月25日  
白岡市社会保障推進協議会  
会長 細井 宣雄

#### 新型コロナウイルス感染症にかかわる要望書

##### 【要望趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業者や国民が困窮するなか、緊急事態宣言解除以後、東京を中心に感染が拡大するという重大な局面にあり、埼玉県でも感染者数は増加傾向にあります。昨年10月の消費税増税に加えて、今回のコロナ禍により個人消費が大きく落ち込み、中小・小規模事業者の経営は厳しさを増し、廃業を余儀なくされる中小・小規模事業者が増加しています。このような中、秩父市では、新型コロナウイルス感染拡大対策を実施した対面接触する事業所への推奨金が創設され、また、川越市では以前よりも拡充された内容で中小企業者事業継続緊急支援金の制度が復活し、中小・小規模事業者が安心して経営ができる施策が講じられました。また、さいたま市でも市内の小規模企業者・個人事業主への緊急経済支援を目的に小規模企業者・個人事業主給付金制度の申請期限を延長することが決まりました。

ぜひ、白岡市においても「市民が安心して生活をおくれること」「事業者が感染症予防対策を講じ、安心して経営が続けられること」を目的に、新型コロナウイルス感染症に関連した制度の創設・拡充をしていただけるよう強く求めます。

以上の趣旨から下記の事項について要望いたします。

##### 【要望事項】

1. 経営悪化で事業縮小や事業廃止とならないように、速やかに経営支援策を講じてください。
2. 感染拡大による収入が減少しているも、受診抑制とならないように、医療費自己負担の軽減を行ってください。
3. 保健師を増員して、住民の健康づくり、保健予防活動の推進をはかってください。またいつでも、どこでも、何度でもPCR検査を受けられるような体制づくりを国や県に働きかけ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ってください。
4. 患者・医療従事者へのPCR検査などの診断体制を強化し、入院ベッドや収容施設の確保など医療提供体制を早急に確立してください。
5. 新型コロナウイルス感染症による影響で経営悪化が進んだ医療機関に対する助成や経営支援策を増額してください。
6. 介護サービスを安心して利用できるように、介護従事者も最優先でPCR検査を行ってください。また、介護施設の感染防止策にかかる経費は自治体が補償し、感染防止を徹底してください。
7. 障害福祉事業所での感染の恐怖から退職するケースがあります。それだけでなく職員不足は、状態化しています。白岡市としても、事業所への求人についての情報の共有を行い、有効な手立てをとってください。
8. 保育所等によっては、土曜日保育や子育て支援にかかわる諸補助事業が実施できなくなったり、規模縮小を迫られたりしている場合があるが、そうした場合にも、補助金を減額しないでください。

## 第6期埼玉県障害者支援計画の

### 策定に向けて

— 障 崎 連 —

県の第5期障害者支援計画は今年度で終わり、来年度から第6期計画が始まります。具体的には諮問機関「埼玉県障害者施策推進協議会」の議論を経て策定されるものですが、先日、県は各障害者団体から第6期計画についてのリアリングを行ないました。施策の体系は、①理解と権利、②地域生活と社会参加、③就労、④共に学ぶ教育、⑤安心安全な環境の柱に263項目の施策が記載されています。

国は、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）の推進計画ですが、県はプラス障害者基本法による推進計画が合わさったもので障害者関連施策全体含まれているという違いがあり、県の場合は全障害者施策の計画になります。例えば所得保障といえば、国では障害者基礎年金や、特別障害者手当があり、県では在宅重度心身障害者手当があります。県の計画には一切記載されていません。もう一つは、新しい課題として新型コロナウイルス問題です。この課題は、公衆衛生の項目を立て、リスクが大きい障害者への対策を位置づける必要があります。

さらには重点として、差別と偏見をなくし共生社会を築いていくため課題です。障害者権利条約後の、差別解消法、虐待防止法等々、制度的には整いつつありますが、津久井やまゆり園事件、旧優生保護法による強制不妊手術問題、中央官庁の障害者雇用の水増し問題、政治家による差別発言等が続いています。障害者の暮らしの場では、入所支援施設等が足りず、親家族に負担を押しつけている現状です。地元には住めず、他市町村や遠く県外に住まざるを得ない状況を解消していく計画が必要です。れいわ新撰組の重度障害者が当選したことで国会内のバリアフリー化や支援者付き活動が進んだが、これは国会内や議員に留まるものでなく、一般の重度障害者の生活にも反映されるべき課題です。また特別支援学校には、整備基準がない中で、教室不足のため特別教室をつぶし、カーテンで区切って教室で、歌も歌えず楽器も使えない音楽の授業や、跳んだり跳ねたりしない静かな体育の授業は、差別そのものです。その他、言い尽くせない課題の中で、きょうされんや障崎連から出席している委員が奮闘中です。

（障害者の生活と権利を守る連合会  
副会長 國松 公造）

## コロナ禍で介護事業所の過半数が減収

全日本民医連が全国調査

埼玉など全国の病院や診療所、介護事業所などに加盟する事業所がある全日本民医連は、7月29日に介護事業所の実態報告の結果を発表しました。調査結果によると新型コロナウイルス感染症のもとで4月分の介護収益が減少した事業所が過半数を超えていました。調査は6月実施され76法人が回答しています。

介護収益が過半数を超える53%の法人で減収となっています。収益の減収と同時に、衛生用品・感染防護具の購入など感染対策に伴う諸経費が増大しており、経営全体を圧迫しており、経常利益率は全体で前年比15.1%のマイナスとなっています。減収割合が10%未満の事業所が43%、10%～20%未満が7.9%で、居宅サービスと居宅介護支援の事業所の減収幅が大きくなっています。通所リハビリでも利用延べ件数が14.5%減少しています。「3割以上」の減収となったところが過半数（55.2%）を占めています。訪問介護では、コロナ以前から深刻化していたヘルパー体制の厳しさ（不足と高齢化）がコロナ禍のもとで改めて浮き彫りになりました。

衛生材料・感染防護具が不足している現状も明らかになりました。消毒用アルコールの不足を多くの法人が共通して指摘しています。ガウン、フェイスシールド、ゴーグルについては、多数の法人が不足していると回答しています。今後「第2波」に備えて必要な資材を備蓄しておくことは現状では困難との声も寄せられています。

利用者・家族への影響では、利用控えによる状態の悪化、ADLや意欲の低下、認知症の進行などの事態が生じています。家族の介護負担が増えることで虐待が懸念されるとの声もありました。自粛による休業・失業によって世帯の収入が減少し、利用料の支払いに支障を来しているケースも発生しています。

政府に対しては、物資の安定的な供給、感染対策の強化、事業所の減収補填、介護従事者など多数の要望のほか、6月から開始されている通所系サービス等での報酬の割増し請求に対する批判的な意見が多数寄せられ、抜本的な改善を求めています。

（埼玉県民主医療機関連合会事務局次長 保土田 毅）





## 年金引き下げ違憲訴訟第16回口頭弁論

# 怒り、涙あいの原告証言

## 8人が証言台に立つ

原告61人がさいたま地裁へ提訴して4年あまり、7月8日に行われた第16回口頭弁論は一番大きな山場となるもので、8人が証言し、年金がいかに重要なものか、年金を減額した国の政策が誤りであるかを、生活の実態の中から告発しました。



総論立証には藤田孝典さんと斎藤健さん、個別立証には伊藤千恵子さん、土井清さん、松原十朗さん、加藤益雄さん、橋本澄三さん、杉君子さんの6人の原告が証言台にたちました。

それぞれ歩んできた人生を語りながら、年金で生活を支える苦勞を述べ、年金削減の非人道性を明らかにしました。証言を引き出す弁護士と原告が共同で創り出した怒りあり、涙あり、笑いありのドラマが語られ、傍聴者に感動を与えるものとなりました。

法廷の外では、各地から駆け付けた組合員等132名が浦和駅東口で宣伝行動・さいたま共済会館で裁判学習会を行いました。

伊藤稔崎労働議長、笹井敏子生健会会長から連帯の挨拶がありました。

以下証言台に立った方々の発言要旨を抜粋してご紹介します。

### 原告の証言で裁判官の心を揺り動かす

#### 年金削減は若者の生き方をも束縛 藤田孝典さん

最初に証言台に立った聖学院大学客員准教授・NPO法人ほっとプラス理事の藤田孝典さんは初めに、自身が長年かかわってきたNPO法人に相談に来る高齢者の多くは「生存のために働き続けている」という実態を数字で挙げて示しました。その上で「社会保障が整備されていない国ほど、高齢者の就業率が上昇する傾向にある」とし、ぎりぎりの生活をしている高齢者の年金を引き下げるとは「下流老人」を増やすことになると指摘しました。



藤田氏はさらに「年金制度は、老親に対する若者世代からの支援という意味合いがあるが、年金制度があることで、若者は親を扶養・扶助することから解放されて、自由な生き方を選択することができる。年金削減は若者の生き方を束縛することになる」と国側の最大の言い分である「世代間の不公平論」を

厳しく批判しました。

また「年金だけでは生活できない実態」の中で、社会保障の制度設計が急務であると強調しました。

#### 生活安定のため最低保障年金制度を

二人目は前県本部委員長の斎藤健さん。

初めに代理人の弁護士から年金者組合の誕生のいきさつや年金者組合にどうかかわってきたのか問われました。

斎藤さんは、年金者組合は1989年にヨーロッパの年金事情視察を機に、健康で楽しい高齢期をつくりだすこと、文化的な生活を送れるよう年金・医療・介護・福祉など社会保障制度を拡充することを目的として誕生したこと、教員退職後に年金者組合とかわり、県本部委員長を8期、中央本部副委員長を3期務めてきましたと答えました。

さらに、「なぜ裁判に訴えたのか」と問われ、「年金で生活できる制度」を求め活動してきたが、マクロ経済スライドによる年金引き下げが許せなかったことをあげ、憲法25条に規定されている「健康で文化的な生活」を営むことができるためには最低保障年金制度は欠かせないと裁判長に訴えました。

#### お茶のみに参加できる年金を 伊藤千恵子さん

二人の息子の援助を受け何とか暮らしを立てることができていたが、息子の家庭の状況から援助も滞りがちになっている。お茶のみ会に誘われても断っている。現役時代の賃金の低さがそのまま年金生活に反映されてしまっている。息子たちの世代の年金制度も心配している。今は年金者組合に入って前向きに生活している。

#### 年金削減だけはNOが高齢者の声 土井清さん

県下の年金者組合員からアンケートをとった。収入は月15万円以下が4割を占める。支出では保険料(国保・介護)や医療費の負担が重いことが分かった。健康面で心配する高齢者も80%にのぼった。

年金生活者にとって老後の心配は際限がない。「年金だけは減らしてくれるな」が最も切実な大きな願いである。

#### 生活安定のための年金制度を 松原十朗さん

自分の年金で自分だけが生きているのではない。私の10人の兄弟すべてが年金生活者。その子どもたちも年金生活世代を迎えつつある。お互いに足りないところを補い合いながら生きている。生活費を切り詰めさせる政治はあってはならない。生活安定のための年金制度は経済大国の日本で、税制を変えればできる。

(「ねんきん埼玉」より)

### 次回、第17回最終口頭弁論は

10月28日(水)11時30分 さいたま地裁

全日本年金者組合埼玉県本部 書記長 老田 靖雄

